

# 食品事業者経営基盤強化支援事業費補助金

## 募集要項

平成29年度「食品事業者経営基盤強化支援事業費補助金」の申請募集を行いますので、補助金を希望される方は、次により必要書類を提出されるよう御案内します。

### 1 事業の目的

本事業は、県内食品製造事業者（以下「食品製造事業者」という。）が行う、加工技術レベルや生産性の向上等により戦略的に経営基盤強化を図る取組に要する経費のうち、「中小企業等経営強化法（平成11年3月31日法律第18号）」に基づき承認を受けた経営革新計画（以下、「経営革新計画」という。）に従い実施する新たな機械設備の導入に係る経費の一部を支援し、食品製造事業者の競争力向上を図ることを目的とします。

### 2 募集期間

平成29年4月17日（月）～ 平成29年7月14日（金）※17：00必着

※当事業の採択申請には、上記の募集期間までに前記1に記載する経営革新計画の承認を受けているか、または次の条件を満たしていることが必要です。

- ・承認申請を行う経営革新計画の内容について、地域産業振興課に事前相談済みであること。
- ・6月末日までに経営革新計画の承認申請を行っていること
- ・当事業の審査日（7月下旬～8月上旬予定）までに経営革新計画が承認される見通しであること

この場合、「5 申請手続き等の概要」記載の申請書類④については、申請済みの経営革新計画に係る承認申請書の写しをご提出ください。（承認を受けた後、速やかに承認書の写しを提出してください。）

なお、審査日までに、当該経営革新計画の承認を受けることができない場合は、当事業の審査対象としないこととします。

### 3 対象者

以下の全てを満たす食品製造事業者とします。

- (1) 県内に主たる事業所を有する食品製造事業者（日本標準産業分類（総務省告示で定めるもの）の中分類「食品製造業」又は中分類「飲料・たばこ・飼料製造業」のうち小分類「清涼飲料製造業」、「酒類製造業」又は「茶・コーヒー製造業」を事業として営む者又は営もうとする者、又は大分類「卸売・小売業」を営む者のうち、自ら事業所内にこれらの製造部門を有する者）であること。
- (2) 雇用人数の現状維持または拡大を図ること。

- (3) 県内に主たる事業所を有し、かつ県内で1年以上の事業実績があること。
- (4) 補助申請に係る事業計画の主たる実施箇所が県内であること。
- (5) 次の欠格事項に該当しておらず、補助申請に係る事業計画が関係法令又は公序良俗に反することなく、地域社会に寄与するものであること
  - ① 国税又は地方税の滞納があるもの（ただし課税庁が認めた納入計画を立てているものを除く。）
  - ② 秋田県又は公的金融機関からの融資（間接融資を含む）等を受け、その債務の履行を怠り又は滞っているもの
  - ③ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの

#### 4 補助対象事業等

- (1) 補助対象事業：食品製造事業者が経営革新計画に従い実施する、次のいずれかに該当する事業。
  - ① 自らの事業所で新たな加工品の製造を開始する、又は県外への委託加工を自社に取り込むための取組
  - ② 生産性向上のための取組
  - ③ 衛生管理強化により品質向上や新事業開始を目指す取組
- (2) 補助対象期間：平成29年度内
- (3) 補助対象経費：①機械設備費（中古品は対象外とする。）
  - ②設置料、試運転費
  - ③その他知事が必要と認める経費
- (4) 補助率：2分の1以内（千円未満の端数は切り捨て）
- (5) 補助限度額：200万円

#### 5 申請手続き等の概要

- (1) 提出書類
  - 応募申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて提出してください。（各1部）
    - ① 実施計画書
    - ② （別紙1）事業経費内訳書（導入する機械の見積書写し、概要が分かるカタログ等の写しを添付）
    - ③ （別紙2）誓約書
    - ④ 経営革新計画の承認書の写し及び経営革新計画に係る承認申請書の写し
    - ⑤ 直近3期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書）
    - ⑥ 定款写し及び三ヶ月以内に取得した履歴事項全部証明書原本（個人事業者の場合は個人事項証明書）
    - ⑦ 会社案内等、会社の概要がわかるもの
- (2) 評価・審査
  - 提出された実施計画書に対して書類審査及びプレゼンテーションによる審査を行い、最終的に採

択者を決定します。

(3) 通知

審査結果（採択又は不採択）について、後日、申請者あて通知します。

その結果、採択となった方は、別途、補助金の交付に係る手続きを行っていただきます。

(4) 公表

原則として、採択となった場合には、事業者名、代表者名、事業テーマ、住所、業種を公表します。

(5) その他

① 補助金の支払については、実績報告書の提出を受けて補助金額確定後の精算払となります。なお、補助金は経理上、支払いを受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。

② 原則として、補助事業終了後の補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象外となります。

## 6 申請・問い合わせ先

秋田県産業労働部地域産業振興課 食品工業班

〒010-8572 秋田市山王三丁目 1-1

TEL 018-860-2224 FAX 018-860-3878 E-mail [induprom@pref.akita.lg.jp](mailto:induprom@pref.akita.lg.jp)